

外為法の安全保障貿易管理に係る改正

2025年12月

貿易経済安全保障局

安全保障貿易管理課、安全保障貿易審査課

改正概要

以下の内容について、外為法関連の政省令等を改正。

1. 輸出貿易管理令別表第一の1の項に係る合理化・適正化

- ①国内スポーツ競技大会参加後の輸出（令和7年11月15日施行）
- ②海外スポーツ競技大会参加時の輸出（令和7年11月15日施行）
- ③政府機関が行う一時的な持ち出し（令和7年11月15日施行）
- ④個人使用のための個別包装された貨物の持ち出し（令和8年2月14日施行）

2. リスト改正

- ①噴霧乾燥器に関する規制内容の見直し（令和7年11月15日施行）
- ②重要・新興技術に関する輸出管理品目等の改正（令和8年2月14日施行）

3. その他

- ①包括許可要領の改正（令和7年11月14日施行、令和8年2月14日施行）
- ②貿易外省令の改正（令和7年11月15日施行）

1. 輸出貿易管理令別表第一の1の項に係る合理化・適正化

1の項 国内スポーツ競技大会参加後の輸出（緩和）

- 本邦において国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会で、外国からの参加者が自己の用に供するため本邦において入手した銃弾の輸出許可を不要とする。
- 施行日は令和7年11月15日。

輸出令	無償告示	運用通達
(特例) 第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（第二号ホ 及びヘ に掲げる貨物を除く。）については、この限りでない。 一 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。 イ～ニ (略) ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるもの ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの	一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1、2又は4から9までの項に規定する貨物であつて輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。） 3の2 本邦において国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会に参加するために持ち込まれた貨物（輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるものに限る。）であつて、当該スポーツ競技大会の終了後返送されるもの（特定地域以外の地域から輸入された貨物であつて、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）	※ I - I (7) イ 「輸出令別表第1の解釈」の表中の「銃砲弾」の解釈 次のいずれかに該当するものを除く。 イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するように特に設計したものであつて、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く ロ 本邦において国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会で自己の用に供するために本邦において入手したもの 4 - I - 2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い (ヌ) 同告示第一号3の2に規定する「国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会」とは、オリンピック、デフリンピックその他これに類するものであつて、あらかじめ経済産業省が公表するものに限り、「返送」とは、本邦において開催されたスポーツ競技大会に参加するために持ち込まれた貨物を本邦に向けて輸出した者に対して、スポーツ競技大会の終了後その貨物を無償で輸出することをいう。

1の項 海外スポーツ競技大会参加時の輸出（緩和）

- 外国において国際的な規模で開催されるスポーツ競技大会に参加するために一時的に持ち出し（輸出）される銃及び銃弾の輸出許可を不要とする。施行日は令和7年11月15日。
- 「国際的な規模で開催されるスポーツ競技大会」は、既に施行されている国内競技大会と同様に、あらかじめ経済産業省のHPに掲載される。

輸出令	無償告示	運用通達
<p>（特例） 第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（第二号ホ及びヘに掲げる貨物を除く。）については、この限りでない。</p> <p>一 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。 イ～ニ （略） ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるもの ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるもの</p>	<p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、次に掲げるもの（<u>1から7までの項に規定する貨物であって輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は3及び4の項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</u> 1～7 （略） <u>8 外国において国際的な規模で開催されるスポーツ競技大会に参加するために輸出する貨物（輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるものに限る。）</u>であって、当該スポーツ競技大会の終了後輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出するものを除く。）</p>	<p>4－I－2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い (ル) 同告示第二号8に規定する「国際的な規模で開催されるスポーツ競技大会」とは、オリンピック、デフリンピックその他これに類するものであって、あらかじめ経済産業省が公表するものに限る。「貨物」には、海外で費消される銃砲弾を含むものとする。</p>

1の項 政府機関が行う一時的な持ち出し（緩和）

政府機関が行う一時的な持ち出し（輸出）の輸出許可を不要とする。令和7年11月15日施行。

- ①内閣府又は外務省が化学兵器禁止条約に基づき行う遺棄化学兵器の廃棄を目的とした一時的な持ち出し（化学剤検知器等）
- ②警察庁又は海上保安庁による警護を目的とした一時的な持ち出し（防弾チョッキ等）
- ③防衛省（その委託を受けた者を含む。）が自衛隊の装備の附属品又は部分品について行う修理を目的とした輸入元への一時的な持ち出し（機械部品等）

輸出令	無償告示	運用通達
<p>（特例）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一のーの項の中欄に掲げる貨物（第二号ホ及びヘに掲げる貨物を除く。）については、この限りでない。</p> <p>一 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるものへ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの</p>	<p>ニ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（1から7までの項に規定する貨物であつて輸出貿易管理令別表第一のーの項の中欄に掲げるもの又は3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。） 9 内閣総理大臣又は外務大臣が化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄のために輸出する貨物であつて、当該廃棄の終了後本邦に輸入すべきもの 10 警察庁長官又は海上保安庁長官が警護の用に供するために輸出する貨物であつて、当該警護の終了後本邦に輸入すべきもの 11 本邦に輸出された輸出貿易管理令別表第一のーの項の中欄に掲げる貨物（附属品又は部分品に限る。）であつて、防衛大臣が修理のためにその輸出国に輸出するもののうち、当該修理の終了後本邦に輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）</p>	<p>4－1－2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い</p> <p>（フ）同告示第二号9及び10に規定する「輸出する貨物」であつて「終了後本邦に輸入すべきもの」とは、その全部又は大部分が積み戻される貨物をいい、その一部が海外で費消又は処分されるものを含むものとする。</p> <p>（ワ）同告示第二号10に規定する「防衛大臣」には防衛大臣の委託を受けた者を含むものとする。「修理」とは、貨物の仕様を本邦からの輸出の時から変更しない修理をいい、「対」の交換を含むものとする。また、当該修理が無償か有償かを問わないものとする。</p>

1の項 火薬類（緩和）

- 例えば、強心剤にニトロセルロース（硝酸エステル）が含まれている場合、輸出許可が必要。海外旅行用に個人が持ち出す場合も、本来輸出許可が必要になってしまった状態であった。
- これを解消すべく、個人使用に個別包装されたものは、解釈上除くこととした。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(三) 火薬類(爆発物を除く。)又は軍用燃料		<p>「火薬類」 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に掲げる火薬、爆薬又は火工品(輸出令別表第1の1の項(1)及び(2)に該当するものを除く。)を含む。 次のいずれかに該当するものを除く。 イ~ト(略)</p> <p>チ 火薬類取締法第2条第1項第二号ハに規定する硝酸エステルを含む医薬品又は治験薬であって、個人使用のための個別包装(瓶、バイアル、チューブ、PTP包装シート等に詰められたもの)されたもの</p>

規制対象となる火工品は、火薬類取締法第2条第1項に掲げられる火工品。ニトロセルロースを含む化粧品や液体絆創膏、接着剤、塗料などの製品については、水分又はアルコール等を含む湿潤状態にあって、その状態を維持する措置が取られていることで、そのままの状態で直ちに爆発することがないことから、火工品には該当しないケースがありますので、その場合は、輸出貿易管理令別表第一の1項には該当しません。

2. リスト改正

2の項 圧力測定器、干渉計（強化）

- 干渉計にマイクロ波速度干渉計を追加。
- 衝撃**圧力は、レジーム原文に基づき修正。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(四十) 流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器	第一条 (略) 四十五 流体の速度を測定するための干渉計又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの イ (略) ロ 一〇ギガパスカルを超える 衝撃 圧力を測定することができる圧力測定器 ハ (略)	「干渉計」 次のいずれかに該当するものを含む。 イ～ニ (略) ホ マイクロ波速度干渉計(光マイクロ波混合速度計を含む。)

3の2の項 ボツリヌス神経毒素（明確化）

- ボツリヌス菌 (*Clostridium botulinum*) が產生するボツリヌス神経毒素 (botulinum neurotoxin) と規制範囲を明確化。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(一) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの	第二条の二第一項（略） 三 毒素（免疫毒素を除く。）であつて、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、ゴニオトキシン、コノトキシン、ジアセトキシスルペノール、志賀毒素、T-2トキシン、テトロドトキシン、ネオサキシトキシン、ノジュラリン、パリトキシン、ビスカミン、ブレベトキシン、 ボツリヌス神経毒素 、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン	「 ボツリヌス神経毒素 」 (略)

3の2の項 遠心分離機（強化）

- 使い捨て式の遠心分離機を対象に追加。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(二)3 遠心分離機	<p>第二条の二第二項（略）</p> <p>三 流量が一時間につき一〇〇リットルを超える連続式の遠心分離機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 次の（一）から（三）までの全てに該当するもの</p> <p>（一）メカニカルシールで軸封をしているもの流量が一時間につき一〇〇リットルを超えるもの</p> <p>（二）研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの</p> <p>（三）定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの</p> <p>□ 処理される物質と直接接触する全ての部分品が使い捨てのものである使い捨て式の遠心分離機研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの</p> <p>△ メカニカルシールで軸封をしているもの</p> <p>△ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの</p>	「遠心分離機及び使い捨て式の遠心分離機」 (略)

3の2の項 噴霧乾燥器等（明確化）

- 国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループの合意に従って明確化。
- HPに掲載のQ&Aにおいて、クロスフロー過用装置や噴霧乾燥器の「消毒の定義」を明確化。

輸出令	貨物等省令	運用通達
ニ2 発酵槽又はその部分品	<p>二 発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) 内容積が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は消毒することができるように設計された殺菌ができるもの</p> <p>(二) (一) に該当する発酵槽に用いるように設計された培養容器であって、定置した状態で内部の滅菌又は消毒することができるもの</p>	
ニ4 クロスフロー過用の装置又はその部分品	<p>四 クロスフロー過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの（逆浸透膜を用いたもの及び血液の浄化を行うために設計したもの除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 次の（一）又は（二）に該当するもの</p> <p>(一) 定置した状態で内部の滅菌又は消毒殺菌をすることができるもの</p>	<p>貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ（一）の滅菌 物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学薬剤の使用により、当該装置から全ての生きている微生物を除去することを意味する。</p> <p>貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ（一）の消毒 化学薬剤の使用により、微生物（通常、細菌の芽胞以外）の数を減少させるプロセスを意味するが、必ずしも全ての微生物を殺したり除去するものではない。</p> <p>滅菌又は殺菌をすることができるもの 物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。 当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。</p>
ニ5の2 噴霧乾燥器	<p>五の二 毒素又は病原性微生物の乾燥に用いることができる噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 定置した状態で内部の滅菌又は消毒殺菌をすることができるもの</p>	

3の2の項 ペプチド合成装置（強化）

- ペプチドの合成を行うための装置及び技術を対象に追加。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(二) 10 ペプチドの合成を行うための装置	第二条の二第二項（略） 「 ペプチドの合成を行うための装置であって、一部又は全部が自動化されたもののうち、一ミリモル以上のシステム合成スケールでペプチドを生成することができるもの 」	「 システム合成スケール 」 「 システムに互換性のある最大の反応容器を用いて合成できる最大量(mmol)をいう。複数のペプチドが並行して生成される場合は、最大の互換反応容器(L)の合計をいう。 」

【参考】

外為令	貨物等省令	役務通達
(二) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項（二）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第十五条の三 外為令別表の三の二の項(二)の経済産業省令で定める技術は、第二条の二第二項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。	

4の項 無人航空機（適正化）

- レジーム原文内容を踏まえ、無人航空機若しくはこれらの製造用の装置等の技術を追加。

外為令	貨物等省令	役務通達
(一)輸出令別表第一の四の項の中 欄に掲げる貨物の設計、製造又は使 用に係る技術であつて、経済産業省 令で定めるもの	第十六条第一項（略） 四 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット 若しくは無人航空機若しくはこれらのそ の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若 しくはこれらの部分品又は第三条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技 術（プログラムを除く。）	

5の項 超音波噴霧法（強化）

- 合金の粉末の製造方法として超音波噴霧法を追加。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(五)ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二の項の中欄に掲げるものを除く。)	第四条(略) 五(略) イ(略) ロ第七号ハ(二)1から98までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの 七(略) イ・ロ(略) ハ合金の粉末であって、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの (一)(略) (二)次のいずれかの方法によって製造したもの 1~8(略) 9 超音波噴霧法 (三)(略) ニ(略)	「真空噴霧法」 溶融した金属流を真空中で吸収したガスを急速に放出させることによって、直徑500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。 「ガス噴霧法」 溶融した金属合金の流れを高圧ガス流によって、直徑500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。 「回転噴霧法」 溶融した金属流又は溶湯を遠心力によって、直徑が500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。 「超音波噴霧法」 溶融した金属合金の流れを超音波振動によって、直徑500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。

5の項 超電導材料（適正化）

- ケルビンから摂氏への変換を踏まえ、それぞれの値を適正化。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(八)超電導材料	<p>第四条（略）</p> <p>十（略）</p> <p>イ（略）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ニオブチタン以外の超電導フィラメントからなる超電導材料であって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの</p> <p>（一）磁界をかけない場合に臨界温度が零下二六三・三二六二度超のもの</p> <p>（二）削除</p> <p>（三）超電導材料の縦軸に対してあらゆる方向から垂直に一ニテスラの磁束密度の磁界をかけた場合に、零下二六八・九五二六八九六度の温度で超電導状態を保つことができるものであって、臨界電流密度がすべての横断面で一、七五〇アンペア每平方ミリメートルを超えるもの</p> <p>ハ 超電導フィラメントからなる超電導材料であって、零下一五八・一五五八六度の温度を超えて超電導性を保つことができるもの</p>	

5の項 高エントロピー合金の粉等（強化）

- 高エントロピー合金の粉、耐火性金属等の粉を規制の対象に追加。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(二十)ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)若しくはその合金の粉(二及び四の項の中欄並びに(五)に掲げるものを除く。)	第四条(略) 十七 次のいずれかに掲げる合金の粉末又は金属の粉末であって、表面が接種剤でコーティングされているもの(第七号に該当するものを除く。) イ 高エントロピー合金 ロ 耐火性のある金属又はその合金	「接種剤」 結晶核生成を促進し、固化欠陥を抑制するために結晶境界の総面積を増加させる添加物をいう。 「高エントロピー合金」 以下に掲げる5つ以上の主要な金属元素を含み、それぞれの原子濃度が5%から35%の範囲内である合金をいう。 アルミニウム、チタン、バナジウム、クロム、マンガン、鉄、コバルト、ニッケル、銅、ジルコニウム、ニオブ、モリブデン、ハフニウム、タンタル、タングステン 「耐火性のある金属又はその合金」 ニオブ、モリブデン、タングステン若しくはタンタル又はこれらの合金をいう。

外為令	貨物等省令	役務通達
(一)輸出令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第十七条第一項(略) 三 第四条第二号から第十七号までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	

6の項 測定装置（明確化）

- 測定装置の対象の明確化。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(六)測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)であつて、次に掲げるもの又はその部分品 1 (略) 2 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの 3 (略)	第五条(略) ハ (略) イ (略) ロ 直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の電子組立品であつて、次のいずれかに該当するもの((一)及び(二)にあっては、レーザー干渉計及びレーザーを用いた光学エンコーダを除く。) (一)・(二) (略) (三) 次の全てに該当するもの 1・2 (略) 3 測定範囲内のいずれか一の点において、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のナノメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに〇・〇〇〇五を乗じて得た数値に一・六を加えた数値以下のものであって、一九・九九度以上二〇・〇一度以下の温度範囲において三〇秒を超えて測定できるもの (四) (略) ニ (略)	「貨物等省令第5条第八号ロ(三)3中の測定の不確かさ」 測定可能な変数の真の値が、信頼度95%で出力値のどの範囲にあるかを特定する特性パラメータをいう。これには、未補正の系統的偏差、未補正のバックラッシュ、ランダム偏差が含まれる(国際規格ISO 10360-2)。

7の項 集積回路（明確化）

- 相補型金属酸化膜半導体集積回路の明確化。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(一)集積回路(四の項の中欄に掲げるも)	第六条 一 (略) イ～ワ (略) カ 相補型金属酸化膜半導体集積回路であって、零下二六八・六五度以下の温度で作動するように設計したもの(口に該当するものを除く。)	「貨物等省令第6条第一号力に規定する相補型金属酸化膜半導体集積回路」 極低温CMOS又はクライオCMOS集積回路ともいう。

7の項 集積回路（TPP）（規定ぶり修正）

- 1つ以上のデジタルプロセッサユニットを有する集積回路に関する規定ぶりの修正。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(一)集積回路(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	<p>第六条 一 (略) イ～カ (略) ヨ 一つ以上のデジタルプロセッサユニットを有するものであって合計処理性能(TPP)が六,〇〇〇以上のものの揮発性メモリを含まない他の集積回路との間の全その入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が六〇〇ギガバイト毎秒以上である集積回路であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらに該当するようプログラムが可能ななもの (一) 合計処理性能(TPP)が六,〇〇〇以上である機械語命令を実行するデジタルプロセッサユニットを一つ以上有するもの (二) (一)で指定された機械語命令の実行に寄与するユニットを除き、合計処理性能(TPP)が六,〇〇〇以上であるデジタル基本演算ユニットを一つ以上有するもの (三) 合計処理性能(TPP)が六,〇〇〇以上であるアナログ基本演算ユニットを一つ以上有するもの (四) (一)から(三)までのデジタルプロセッサユニットと基本演算ユニットの組み合わせであって、これらの合計処理性能(TPP)の総和が六,〇〇〇以上であるものを有するもの</p>	<p>「貨物等省令第6条第一号ヨ中の集積回路」 デジタルプロセッサユニット(GPUs)、テンソルプロセッサングユニット(TPUs)、ニューラルプロセッサ、プロセッサ内蔵メモリ、ビジョンプロセッサ、テキストプロセッサ、コプロセッサ又はアクセラレータ、適応型プロセッサ、フィールドプログラマブルロジックデバイス(FPLDs)及び特定用途向け半導体(ASICs)を含む。</p> <p>「合計処理性能(TPP)」 $2 \times \text{MacTOPS} \times \text{演算のビット長}$であり、集積回路上のすべてのプロセッサユニットにわたって集計される。 MacTOPSは、積和演算($D = AxB + C$)における理論的なピーク値で、毎秒テラ(10^{12})オペレーションの数を示す。2は、データシートの目的のために、積和演算$D = AxB + C$を2つのオペレーションとしてカウントする業界の慣習に基づいている。したがって、$2 \times \text{MacTOPS}$は、データシートに報告されるTOPSまたはFLOPSに対応する場合がある。演算のビット長は、乗算器操作の入力の最大ビット長となる。集積回路上の各処理ユニットの「TPP」の合計は、「$\text{TPP} = \text{TPP}_1 + \text{TPP}_2 + \dots + \text{TPP}_n$」(ここで$n$は集積回路上の処理ユニットの数)。 MacTOPSのレートは、理論的に可能な最大値で算出される。集積回路のマニュアルやパンフレットで製造者が主張する最高値と仮定される。たとえば、TPPの閾値6,000は、8ビットで750テラ整数演算(または2×375 MacTOPS)または16ビットで375テラFLOPS(または2×150 MacTOPS)で達成できる。集積回路が異なるTPP値を達成する複数のビット長を持つMAC演算として設計されている場合、最大のTPP値を貨物等省令第6条第一号ヨ中の集積回路のパラメータに対して評価する必要がある。 疏行列と密集行列の両方の処理を提供する場合、合計処理性能(TPP)値は、密集行列の処理の性能実力値とする。(例えば、スパース性を利用した高速化演算処理は行わないものとする。) 集積回路の全てのプロセッサユニットにわたって演算ビット長にテラ(10^{12})オペレーション毎秒(TOPS)で測定された処理性能を乗じたもの。 たとえば、それでは16ビット演算で200TOPSの性能を持つ2つのデジタルプロセッサユニットを備えた集積回路のTPPは、6400(2×32 TOPS × 16ビット = 6400)となる。 货物等省令第6条第一号ヨ(二)において、各アナログ基本演算ユニットのTPPは、TOPSで表される処理性能に8を乗じたものとする。 TOPS値は、全ての演算ユニットが同時に動作している場合に理論的に可能な最大値とする。 TOPS値と総計双方向転送レートの総計値は、メーカーがそのチップのマニュアル又はパンフレットで主張する最高値を用いる。 演算のビット長は、その演算の入力又は出力の最大ビット長と等しいとする。さらに、プロセッサユニットが異なるビット長×TOPS値を実現する演算用に設計されている場合は、最大ビット長×TOPS値を使用しなければならない。 疏行列と密集行列の両方の処理を提供する演算ユニットは、TOPS性能実力値は、密集行列の処理の性能実力値とする。(例えば、スパース性を利用した高速化演算処理は行わないものとする。) TOPSの計算に関連する演算は、スカラ演算、ベクトル演算、行列演算又はテンソル演算などの複合演算のスカラ構成要素の演算の両方を含む。 スカラ演算は、整数演算、浮動小数点演算(多くの場合、FLOPSによって測定される)、固定小数点演算、ビット操作演算又はビット演算(AND、OR、XOR、NOT等の論理演算など)を含む。</p> <p>「基本演算ユニット」 0個以上の変更可能な重みを含み、1つ以上の入力を受け取り、1つ以上の出力を生成するものをいう。 演算ユニットは、N個の入力に基づいて出力が更新されるたびに$2^N - 1$の演算を実行するものであり、処理要素に含まれる変更可能なそれぞれの重みは入力としてカウントされる。 各入力、重み及び出力は、1つ以上のビットを使用して表されるアナログ信号レベル又はスカラデジタル値である場合がある。 このような演算ユニットには、人エニヨー、積和演算(MAC)ユニット、浮動小数点ユニット(FPUs)、アナログ乗算器ユニット、メモリストア、スピントロニクス若しくはマグノニクスを使用した演算ユニット、フォトニクス若しくは非線形光学を使用した演算ユニット、アナログ若しくはマルチレベルの不揮発性重み値を使用する演算ユニット、多値メモリ若しくはアナログメモリを使用した演算ユニット、多値論理のユニット又はスパイキングユニットを含む。</p>

7の項 組立品（解釈削除）

- レジームにない組立品の解釈を削除。Q&Aへ移行。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(二)マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品	第六条 ニ マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの イ～ニ (略) ホ マイクロ波用固体増幅器(モナリシックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニックミクサ又はコンバータを除く。)又はこれを含む組立品若しくはモジュール(送受信モジュール及び送信モジュールを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの (一)・(二) (略) ヘル (略) ヲ 発振器又は発振機能を有する組立品であって、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帶位相雜音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの (略) ワ～ヨ (略)	「組立品」 複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行なうように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。

7の項 サンプリングオシロスコープ（緩和/明確化）

- リアルタイムサンプリング手法を用いたものの仕様の改正。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(九)サンプリングオシロスコープ	第六条 九 サンプリングオシロスコープであって、リアルタイムサンプリング手法を用いているもののうち、 <u>次のイ及びロに該当するもの</u> いずれかのチャネルの入力ニデンベル帯域幅が六〇ギガヘルツ以上 の場合において、そのチャネルのノイズが最小となる縦軸レンジにおけるノイズ電圧の二乗平均平方根がフルスケールの二パーセント未満のもの <u>イ チャネルのノイズが最小となる縦軸レンジにおけるノイズ電圧の二乗平均平方根がフルスケールの二パーセント未満のもの</u> <u>ロ いずれかのチャネルの上限三デシベル周波数が九〇ギガヘルツを超えるもの</u>	「上限三デシベル周波数」 サンプリングオシロスコープの仕様の3デシベル帯域幅又は可変帯域幅ウインドウ（使用者が定義可能な中心周波数又はスパンを持つバンドパスフィルターをいう。）の周波数範囲の最大上限値のうち大きい方をいう。

- 運用通達「（使用者が定義可能な中心周波数又はスパンを持つバンドパスフィルターをいう。）」とは、「使用者が中心周波数、スパン又はその双方を定義することができるバンドパスフィルター」を意味していると理解して問題ない。

7の項 FPLD①（強化）

- ユーザーにてプログラム変更可能なデバイスを組み込んだモジュール等を対象に追加。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(十の二) フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置	第六条 十の二 モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、ルックアップテーブル入力数の総計が一、八〇〇,〇〇〇以上であるもの	「貨物等省令第6条第十号の二のモジュール、電子組立品又は装置」組み込まれたフィールドプログラマブルロジックデバイスが特定の機能を実行するように固定されている場合を除く。 「ユーザー構成可能」 貨物等省令第6条第十号の二に掲げるモジュール、電子組立品又は装置が実行する特定の機能を設定するために、ユーザーがFPLD(フィールドプログラマブルロジックデバイス)のロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更できることを意味する。 「ルックアップテーブル入力数の総計」 フィールドプログラマブルロジックデバイスまたは他のプログラム可能なアイテムに含まれるすべての物理的LUT(ルックアップテーブル)にわたって累積された、各プログラム可能なルックアップテーブル(LUT)に利用可能な独立した入力の数の総計をいう。例えば、2つのフィールドプログラマブルゲートアレイを含む回路基板があり、それぞれ150,000のプログラム可能なLUTを持ち、各LUTが6つの入力を持つ場合、集計ルックアップテーブル入力数の総計は $2 \times 150,000 \times 6 = 1,800,000$ となる。

- 「フィールドプログラマブルロジックデバイス (FPLD) を組み込んだ装置等」が、特定の機能を実行するために固定されている場合は、「ユーザー構成可能」とはいえません。「(FPLDを組み込んだ) 装置等」が、特定の機能を実行するために固定されていない場合、「ユーザー構成可能」といえます。
- 他の貨物に使用する様に設計したものであっても「ユーザー構成可能」であれば、貨物当省令第六条第十号の二の規制の対象となります。

7の項 FPLD② (明確化)

- 他の貨物に使用するように設計したものは除かれない旨を解釈にて明確化。

輸出令	貨物等省令	運用通達
次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの	第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 (略) 貨物等省令第6条第一号イ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物(輸出令別表第一の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。)に使用するように設計したもの	「輸出令別表第一の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」 貨物等省令第6条第一号イ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第一の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第一の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。 (略) 貨物等省令第6条第一号イ、同条第二号イからワ まで 同条第三号から第十号まで、第十一号 から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物(輸出令別表第一の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。)に使用するように設計したもの

7の項 FPLD③（強化）

- ユーザーにてプログラム変更可能なデバイスを組み込んだモジュール等の技術（設計・製造）を対象に追加。ただし、プログラムは対象外。

外為令	貨物等省令	役務通達
(一)輸出令別表第一の七の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第十九条第一項（略） 五 第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号、第十号の二、第十六号の三若しくは第十八号から第二十六号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム	

【参考】

外為令	貨物等省令	役務通達
(一) 輸出貿易管理令別表第一の七の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第十九条第一項（略） 二 第六条に該当するもの（同条第二号ハ（一）5若しくは6若しくは（二）3若しくはニ（一）5若しくは6若しくは（二）3若しくは4又は第十六号口に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれにも該当しないもの イ 同条第十六号の二に該当するものの製造に必要な技術 ロ 同条第一号ハからルまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の（一）及び（二）に該当するものの設計又は製造に必要な技術 （一） 最小線幅が〇・一三〇マイクロメートル以上のもの （二） 多層構造を有するもの（金属層が三層以下のものに限る。） ハ プロセスデザインキット（同条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術を実装するライブラリが含まれているものを除く。）	

7の項 ガリウム等、基板（明確化）

- 管理範囲の明確化。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(二十二)炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの基板((十八)に掲げるものを除く。)又はインゴット、ブールその他のプリフォーム	第六条 二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの	「貨物等省令第6条第二十二条及び第二十三条中の基板を含む材料」 少なくとも一層のエピタキシャル層がある場合は、貨物等省令第六条第十八号又は第二十四号の規定に基づいて判定するものとする。
(二十三)多結晶の基板((十八)及び(二十二)に掲げるものを除く。)	二十三 多結晶基板又は多結晶セラミック基板であって、二〇度の温度における電気の抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもののうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの非エピタキシャル単結晶層を少なくとも一層以上有するもの	

9の項 宇宙空間用の飛しょう体①（明確化）

- 管理範囲の明確化。

輸出令	貨物等省令	運用通達
<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 電子式交換装置</p> <p>(三) 信用用の光ファイバー</p> <p>(四) 削除</p> <p>(五) フェーズドアレーランテナ</p> <p>(五の二) 監視用の方向探知機又はその部分品</p> <p>(五の三) 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置又はこれらの部分品</p> <p>(五の四) 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置</p> <p>(五の五) インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品</p>	<p>第八条(略)</p> <p>一 伝送通信装置、電子式交換装置、信用用の光ファイバー、フェーズドアレーランテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 核爆発による過渡的な電子的效果又はパルスによる影響を防止することができるよう設計したもの</p> <p>ロ ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるよう設計したもの(宇宙空間用の飛しょう体大王衛星に搭載するよう設計し、又は改造したものを除く。)</p> <p>ハ 零下五五度より低い温度で使用することができるよう設計したものであつて、電子回路を有するもの(宇宙空間用の飛しょう体大王衛星に搭載するよう設計し、又は改造したものを除く。)</p> <p>ニ 一二四度を超える温度で使用することができるよう設計したものであつて、電子回路を有するもの(宇宙空間用の飛しょう体大王衛星に搭載するよう設計し、又は改造したものを除く。)</p>	<p>「宇宙空間用の飛しょう体」 衛星(宇宙船以外の宇宙空間用の飛しょう体であつて、宇宙ステーションを含む地球又は他の天体の軌道上で活動するように設計されたものをいう。)、宇宙探査機(地球に帰還しないように設計したもの(衛星又は宇宙船を除く。))又は宇宙船(貨物や乗員を輸送するために設計したものをいう(地球に安全に帰還するように設計したものを含む。。))の形態で、宇宙空間で活動、存続又は宇宙空間を通過するように設計された飛しょう体をいう。</p> <p>地球外天体の地表若しくは地下又は大気圏内で活動するためのみに設計された着陸船、探査車若しくはその他の飛しょう体又は準軌道用の飛しょう体を除く。</p>

9の項 宇宙空間用の飛しよう体②（明確化）

- 管理範囲の明確化。

外為令	貨物等省令	役務通達
(二)輸出貿易管理令別表第一の九の項(一)から(三)まで又は(五)から(六)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	第二十一条第二項（略） 五 宇宙空間用の飛しよう体大王衛星 に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	「 宇宙空間用の飛しよう体 」 衛星 (宇宙船以外の宇宙空間用の飛しよう体であって、宇宙ステーションを含む地球又は他の天体の軌道上で活動するように設計されたものをいう。)、 宇宙探査機 (地球に帰還しないように設計したもの(衛星又は宇宙船を除く。))又は 宇宙船 (貨物や乗員を輸送するために設計したものをいう(地球に安全に帰還するように設計したものを含む。。)の形態で、宇宙空間で活動、存続又は宇宙空間を通過するように設計された飛しよう体をいう。 地球外天体の地表若しくは地下又は大気圏内で活動するためのみに設計された着陸船、探査車若しくはその他の飛しよう体又は準軌道用の飛しよう体を除く。

10の項 レーザー発振器（緩和）

- 多重横モードの半導体レーザー発振器における規制値の緩和。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(ハ) レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置(二の項の中欄に掲げるものを除く。)	第9条 (略) 十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの イ～ハ (略) ニ レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの （一）半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの 1 (略) 2 多重横モードで発振する单一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの 一 <u>七八〇</u> 、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二五ワットを超えるもの 二 <u>七八〇ナノメートル以上一、一〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が三〇ワットを超えるもの</u> 三 <u>一、一〇〇ナノメートル以上一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二五ワットを超えるもの</u> 四 <u>一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二・五ワットを超えるもの</u> 五 <u>一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの</u>	

1 2の項 潜水艇の部分品（強化）

- 潜水艇の部分品に、PMAC電動機を追加。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(二)船舶の部分品又は附属装置(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	<p>第十一条(略)</p> <p>四 潜水艇の部分品又は附屬装置であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるよう設計した潜水艇の部分品であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) <u>直流の電気推進スラスター及びそのために特別に設計された電動機(ブラシレス直流電動機及び永久磁石交流(PMAC)電動機を含む。)直流の推進電動機又はスラスター</u></p> <p>(三)・(四)</p> <p>ロ 潜水艇に使用することができるよう設計した自動制御装置であって、航法データを使用しつつ、サーボ制御方式であるもののうち、次の(一)及び(二)に該当するもの</p> <p>ハ～ホ (略)</p>	<p>「自動制御装置」</p> <p><u>潜水艇に搭載された装置に適用されるものをいう。</u></p>

13の項 ペイロード等（規定ぶり修正、明確化）

- ペイロードをミッション機器に修正。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(二)人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体又はその部分品	<p>第十二条（略）</p> <p>四 宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体若しくはこれらの部分品又は準軌道用の飛しよう体であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 宇宙空間用の飛しよう体の打上げ用の飛しよう体</p> <p>ロ 宇宙空間用の飛しよう体</p> <p>ハ 宇宙空間用の飛しよう体のバス</p> <p>ニ 宇宙空間用の飛しよう体のミッション機器ペイロードであって、第六条第二号イ(一)4若しくは第十六号、第八条第一号イ、第二号イ(二)若しくは第九号ハ若しくはホ、第九条第三号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ又は第十号のいずれかに該当する貨物が組み込まれたもの</p> <p>ホ 宇宙空間用の飛しよう体に搭載するように設計した装置であって、次のいずれかの機能を有するもの</p> <p>(一) 遠隔指令又は遠隔測定データ処理</p> <p>(二) ペイロードデータ処理</p> <p>(三) 姿勢及び軌道の制御</p> <p>ヘ 準軌道用の飛しよう体</p>	<p>「宇宙空間用の飛しよう体」 9の「宇宙空間用の飛しよう体」の解釈に同じ。能動的若しくは受動的衛星又は宇宙探査機をいう。</p> <p>「宇宙空間用の飛しよう体のバス」 宇宙空間用の飛しよう体の動作に必要な基本システム及び宇宙空間用の飛しよう体のミッション機器ペイロードの搭載場所を備えつけた装置をいう。</p> <p>「宇宙空間用の飛しよう体のミッション機器ペイロード」 宇宙空間用の飛しよう体のバスに設置され取り付けられる装置であって、宇宙空間における特定の目的(例、通信、監視、科学、輸送)を遂行するため又は宇宙空間用の飛しよう体がその目的を遂行するために設計したものという(宇宙空間用の飛しよう体のペイロードともいう)。</p> <p>「ペイロードデータ処理」 宇宙空間用の飛しよう体のミッション機器ペイロードデータの管理、保管及び加工処理を含む。</p> <p>「準軌道用の飛しよう体」 人又は貨物の輸送のために設計したエンクロージャーを有するものであって、次の全てを行うために設計したものをいう。</p> <p>イ 成層圏を越えて飛行すること ロ 飛行経路が地球周回軌道ではないこと 地球周回軌道でない宇宙空間を飛行すること ハ 人又は貨物を乗せ、損傷を与えることなく、地球に帰還すること</p>

1 3の項 推進装置の試験装置等（明確化）

- 推進装置の試験装置等の対象範囲を明確化。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(五) (一)から(四)まで若しくは一五の項 (十)に掲げるものの試験装置、測定装置、 検査装置、製造用の装置若しくは工具又は これらの部分品	第十二条 (略) 十一～二十 (略)	「貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、検査装置、製造用の装置」 航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。

13の項 プレッシャーゲイン燃焼等（適正化／明確化）

- 規定ぶりの統一。
- 本件も含む技術の対象範囲の明確化。

外為令	貨物等省令	役務通達
(三)ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び(二)並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	第二十五条第三項（略） ニ（略） イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの （一）～（四）（略） （五）プレッシャーゲイン燃焼 <small>を利用したも</small> <small>の</small> ロ～ヲ	「プレッシャーゲイン燃焼」 ガスタービンエンジンが定常状態モードにて作動している状態において、主にその燃焼の過程に起因して方法によつて、燃焼器出口での平均よどみ圧が燃焼器入口での平均よどみ圧より大きい燃焼を指す大きなことをいふ。 「貨物等省令第25条第3項第二号から第五号まで、同条第4項第一号から第三号まで及び同条第5項第一号から第三号までの技術」 航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む

1 3の項 流路（明確化）

- 対象範囲技術の明確化。

外為令	貨物等省令	役務通達
(三)ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び(二)並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	第二十五条第三項（略） 四 ガスジェネレータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した ガスタービンエンジンの 流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術(プログラムを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム イ～ハ（略）	

15の項 潜水艇（緩和）

- 無人潜水艇使用の改正。

輸出令	貨物等省令	運用通達
(八) 潜水艇であつて、単独で航行できるもの(一の項の中欄に掲げるものを除く。)	第十四条(略) 九 繫(けい)索式でない潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの イ(略) <input type="checkbox"/> 無人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの (一) あらゆる地形に対して自動的に針路を決定することができるよう設計したもの (二) 音波によってデータ又は指令を送受することができるもの (二) 光ファイバを用いていない光伝送の方式によって、〇〇〇メートルを超える距離でデータ又は指令を送受することができるもの	

15の項 ガスタービンエンジンの部分品の技術（明確化）

- 13項以外のガスタービンエンジンの部分品の技術の明確化。

外為令	貨物等省令	役務通達
(六) ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第二十七条第六項（略） 一 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。） イ・ロ（略）	「貨物等省令第27条第6項第一号中の技術」 航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。

3. その他

その他（緩和）

【包括許可要領の改正】

- ①防衛装備品の維持・補修のための部品の輸出を特定包括許可の対象とする。（1の項）
- ②グループA向けスポーツ銃、リベット銃等の部品を特別一般包括の対象とする。（1の項）
- ③重水素化合物に関し、特別一般包括許可により輸出できる総量について輸出申告1回当たり20kg未満としていた制限を撤廃する。（2の項（3））

【貿易外省令の改正】

- 役務取引許可を受けて提供したプログラムを記録した記録媒体が破損した場合における同一プログラム再提供の輸出許可を不要とする。施行日は令和7年11月15日。